

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

全国版シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や推進セミナーの開催等。

エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ関連施策)

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成20年度(一部は平成19年度)から3ヶ年で上記各種事業を実施。(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

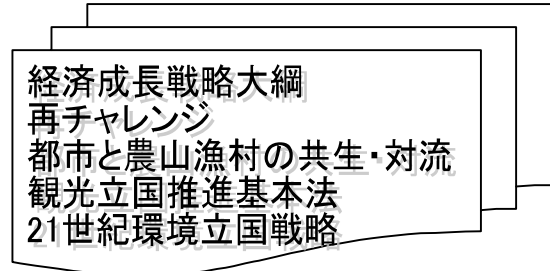
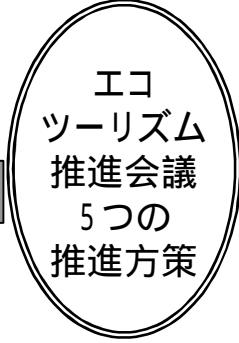
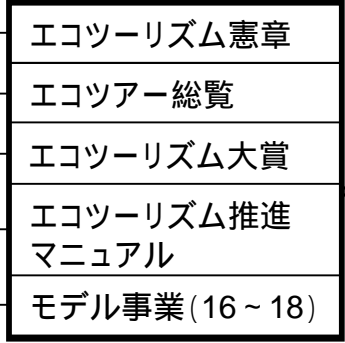
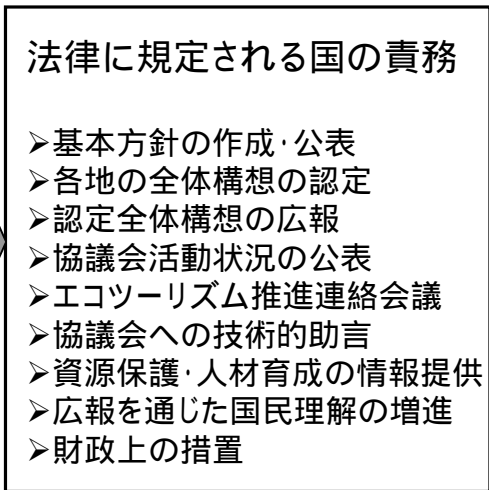
4. 備考

エコツーリズム啓発事業(本省)	21,463千円
エコツーリズムのノウハウ確立事業(本省)	14,944千円
エコインストラクター人材育成事業(本省)	40,007千円
国立公園等におけるエコツーリズム支援事業(地方)	86,826千円
エコツーリズム推進法施行経費	16,331千円
(本省:7,127千円)	
(地方:9,204千円)	

エコツーリズム関連施策の強化について

H16.6月
とりまとめ

H19.6月公布
H20.4月施行予定



H20年度の新たな施策強化

